

払戻し公告、掲示に関するチェックリスト

前払式支払手段の払戻しを行う場合は、資金決済に関する法律(以下、「法」という。)及び前払式支払手段に関する内閣府令(以下、「内閣府令」という。)に基づく公告と掲示の両方が必要です。公告と掲示の記載事項はそれぞれ異なり下記のとおり定められておりますので、当局へのドラフト提出前に、不備がないか下記チェック表で確認いただきますようお願いいたします。

1. 公告の記載事項(下記3のチェック表①～⑤の記載が必要)

前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに第六項第一号及び第二号に掲げる事項を、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)により公告しなければならない(内閣府令第41条第2項)。

2. 掲示の記載事項(下記3のチェック表①～⑨の記載が必要)

前払式支払手段発行者は、法第二十条第二項各号に掲げる事項に関する情報を全ての営業所又は事務所及び加盟店の公衆の目につきやすい場所に掲示するための措置を講じなければならない(内閣府令第41条第3項)。

チェック項目をクリア出来たら、■にしてください。

3. チェック表

【資金決済に関する法律 第20条第2項第1号～第3号】				
番号	公告	掲示物	チェック項目	備考
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しをする旨【法第20条第2項第1号】	「資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻し」と記載されているか、ご確認願います。
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと【法第20条第2項第2号】	・初日と終了日は原則不算入。但し、終了日が「期間は、その末日の終了をもって満了(民法第141条)」に該当する場合は、1日足すことができます。 ・利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、申出期間は可能な限り90日以上確保するようお願い致します。
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと【法第20条第2項第3号】	
【前払式支払手段に関する内閣府令 第41条第6項第1号～第6号】				
番号	公告	掲示物	チェック項目	備考
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しを行う前払式支払手段発行者の氏名、商号又は名称【府令第41条第6項第1号】	
⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当該払戻しに係る前払式支払手段の種類【府令第41条第6項第2号】	「発行届出書」(自家型)若しくは「登録簿」(第三者型)における第4面の記載と合致しているか、ご確認願います。
⑥	/	<input type="checkbox"/>	当該払戻しに関する問合せに応ずる営業所又は事務所の連絡先【府令第41条第6項第3号】	電話番号、メールアドレス等を記載して下さい。
⑦	/	<input type="checkbox"/>	法第二十条第二項第二号の申出の方法【府令第41条第6項第4号】	
⑧	/	<input type="checkbox"/>	当該払戻しの方法【府令第41条第6項第5号】	口座振込等の手数料が発生する払戻し方法の場合は、その手数料負担についても記載して下さい。
⑨	/	<input type="checkbox"/>	その他当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項【府令第41条第6項第6号】	上記の他に当該払戻しの手続に関し参考となるべき事項を記載して下さい。

払戻しの公告（記載例）

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しの公告

①

令和〇年〇月〇日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
株式会社〇〇

④

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
〇〇Pay、〇〇ポイント、〇〇商品券

⑤

3. 払戻しの申出期間

②

令和〇年〇月〇日（〇曜日）〇時〇分から令和〇年〇月〇日（〇曜日）〇時〇分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

③

○申出の方法

〇〇〇〇

○払戻しの方法

〇〇〇〇

○払戻しに関する問い合わせ先

（〒、住所、対応部署名）

（電話番号、メールアドレスまたはURL）

上記法定記載事項以外で参考となる事項を
適宜記載願います。

（公告を行う発行者の商号または名称）
令和〇年〇月〇日（公告日）

（注意事項）

- ・上記中の番号はチェック表に記載の番号（①～⑤）に対応しています。

払戻しの掲示（記載例）

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

①

令和〇年〇月〇日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）
株式会社〇〇

④

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
〇〇Pay、〇〇ポイント、〇〇商品券

⑤

3. 払戻しの申出期間
令和〇年〇月〇日（〇曜日）〇時〇分から令和〇年〇月〇日（〇曜日）〇時〇分まで

②

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

③

4. 申出の方法
下記のメールアドレスへご連絡願います。
〇〇〇〇@〇〇.co.jp

⑦

5. 払戻しの方法
銀行口座振込

⑧

6. その他当該払戻し手続きに関し参考となるべき事項
申出いただいてから振込までには2週間程度かかります。
個人情報、払い戻し手続きにのみ利用し完了後は適切に破棄いたします。

⑨

7. 払戻しに関する問い合わせ先
（〒、住所、対応部署名）
（電話番号、メールアドレスまたはURL）

⑥

（公告を行う発行者の商号または名称）
令和〇年〇月〇日（公告日）

（注意事項）

・上記中の番号はチェック表に記載の番号（①～⑨）に対応しています。